



厚生労働省

島根労働局

Press Release

島根労働局発表
平成30年10月29日

担
当

島根労働局 労働基準部
監督課長 吉野 勇希
専門監督官 森下 孝則
電話：0852-31-1156

11月は「過労死等防止啓発月間」です

労働局長が長時間労働の削減に取り組む企業を訪問します

島根労働局（局長：田村和美）では、11月の「過労死等防止啓発月間」に合わせて実施する「過重労働解消キャンペーン」（※）の取組の一環として、県内の過重労働解消に向けての機運の醸成を図るため、下記のとおり局長が長時間労働の削減に積極的に取り組む管内の企業（ベストプラクティス企業）を訪問し、具体的な取組内容を確認するとともに、広く紹介することとします。

労働局長訪問の概要

- 日時 平成30年11月21日（水）
10時00分から11時00分頃まで
- 訪問企業 リコージャパン株式会社島根支社
- 日程等 裏面のとおり

- 1 日 時 平成 30 年 11 月 21 日(水)10 時 00 分～11 時 00 分頃まで
- 2 訪問企業 リコージャパン株式会社島根支社
支社長 大野 勝義
松江市平成町 182-27
- 3 出席者 島根労働局:労働局長、労働基準部長、監督課長 ほか
リコージャパン株式会社島根支社:支社長、事業管理リーダー ほか
- 4 趣旨目的 労働局長が長時間労働の削減に向けて積極的に取り組んでいる県内企業を訪問し、具体的な取組状況について支社長と意見交換を行うとともに取組事例が目視できるものについては視察し、これを広く紹介すること等により、県内における過重労働解消に向けた機運の醸成を図るものです。
- 5 お 願 い 取材時は、許可された場所以外での撮影等のご遠慮願います。
また、取材を予定されている社におかれましては、11月19日(月)17時までに島根労働局監督課へご連絡ください。

(※) 平成 26 年 11 月に施行された「**過労死等防止対策推進法**」において、毎年 11 月は「**過労死等防止啓発月間**」とされています。このため、島根労働局では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。

「過重労働解消キャンペーン」期間中における主な取組

- ① 労働局長による長時間労働削減に向けた取組企業（ベストプラクティス企業）への職場訪問の実施
- ② 使用者団体、労働組合等に対する過重労働解消に向けた周知啓発の協力要請
- ③ 過重労働が行われていると疑われる事業場等への重点監督の実施
- ④ 無料電話相談会の実施
- ⑤ 「過重労働解消のためのセミナー」開催
11 月 20 日（火）14:00～16:30（於：松江テルサ）
- ⑥ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」開催
11 月 28 日（水）13:00～16:00（於：益田市グラントワ小ホール）